

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
								予算額（百万円）	1,618,601	178,134	162,149	122,804	100,910
								決算額（百万円）	1,507,038	150,635	154,622	133,250	106,828
								経常費用（百万円）	106,991	148,831	169,094	155,617	112,269
								経常利益（百万円）	▲35	▲104	483	▲651	495
								行政サービス実施 コスト（百万円）	—	116	▲350	1,255	▲973
								従事人員数（人）	407	432	456	386	293

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成 26 年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行うこと。</p> <p>また、事業費の適切な執行管理の下、地方公共団体から委託又は要請される業務を着実に実施すること。</p>	<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行う。また、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、CM方式等による民間技術力やマンパワーの活用等により、更なる加速化を図るものとする。</p> <p>被災市町村が自ら実施する復興事業について支援の要請があった場合には、民間住宅買取事業や復興事業の工事発注手続き等の技術支援に取り組む。</p> <p>(1) 復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業について、事業計画に基づき着実に実施する。</p> <p>(2) 災害公営住宅の整備</p> <p>被災地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を着実に実施する。</p>	<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>平成 28 年度から「復興・創生期間」が始まり、引き続き復興事業がピークである中、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。また、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、CM方式等による民間技術力やマンパワーの活用等により、着実な実施を図るものとする。</p> <p>被災市町村が自ら実施する復興事業について支援の要請があった場合には、民間住宅買取事業や復興事業の工事発注手続き等の技術支援に取り組む。</p> <p>(1) 復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業について、事業計画に基づき着実に実施する。</p> <p>(2) 災害公営住宅の整備</p> <p>平成 29 年度に要請を受けた災害公営住宅の建設を着実に実施する。また、被災地方公共団体へ譲渡した災害公営住宅のアフターサービスに対応する。</p> <p>(3) 福島県の原子力災害被災</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり確実に進めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①支援体制等</p> <p>引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、事業がピークである中、進捗状況にあわせた現地復興支援体制を整備し、完成時期の遵守と施工品質の確保を両立させながら、事業を着実に実施した。</p> <p>津波被災地域における復興市街地整備事業においては、高台移転や大規模造成工事を伴う難易度の高い事業について、引き続きCM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用等により、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、事業の着実な推進を図った。</p> <p>災害公営住宅整備事業においては、岩手県から建設要請を受けた災害公営住宅について、工事着手にむけた調査・設計等を進めた。</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を本格化する中で、福島県の原子力災害被災地域の復興を支援する体制を強化した。（浪江復興支援事務所の設置等）。（現地復興支援体制：平成 29 年度末：369 名⇒平成 30 年度末：288 名）</p> <p>②復興市街地整備</p> <p>16 自治体から委託を受け、26 地区で事業計画等の策定・検討を行い、12 自治体から委託を受けて 22 地区約 1,300ha で事業を実施した。平成 30 年度中に 318ha の引渡しを行い、計 1,152ha（88%）の引渡し完了した（平成 30 年度末までに 16 地区で宅地引渡し完了）。</p> <p>特に高台住宅地に限ってはすべての引渡しが完了し、インフラ整備、駅や商業施設の開業等、住まいとまちの復興が目に見え</p>	<p><判定と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>東日本大震災の復興支援業務については、平成 32 年度の「復興・創生期間」の終了に向けて、復興事業がピークである中、引き続き機構の最優先業務に位置付け、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。</p> <p>復興市街地整備事業については、22 地区約 1,300ha の面整備を機構が実施した。高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を実施し、また、各地区内における複数の関連事業との工程調整なども円滑に実施した。その結果、宮古市鉾ヶ崎・光岸地地区、大槌町町方地区、石巻市新門脇地区、いわき市薄磯地区、豊間地区では、事業完了直前の換地計画や事業計画上の手続といった複雑な行程を並行して効率良く進めつつ、換地計画においては、厳しい工程の中で権利者の合意形成を進めながら、市町から受託していた事業について、各被災市町の策定した復興計画のスケジュールに沿って着実に完了させたほか、釜石市片岸地区及び鶴住居地区、大船渡市大船渡駅周辺地区、気仙沼市鹿折地区、南三陸町志津川地区でも、厳しい工程の中、宅地整備について品質を確保しつつ円滑かつ迅速に整備を行い、地区内の宅地引渡しを完了させるなど、事業収束に向けて工事等を着実に実施した。</p> <p>また、機構が着実に事業を進めた女川町中心部地区や大槌町町方地区などでま</p>		

地域における復興支援

被災地方公共団体から委託を受けた復興再生拠点整備事業等について、事業計画に基づき着実に実施する。また、国等と連携しながら特定復興再生拠点区域や中心市街地の再生に向けた支援、復興事業の工事発注手続等の技術支援に取り組む。

る形で着実に進捗した。

あわせて、被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援を行い、にぎわい再生に向けた施策を実施した。

【整備事例】

平成30年度に事業完了した地区	鉾ヶ崎・光岸地地区 (岩手県宮古市) 町方地区(岩手県大槌町) 新門脇地区(宮城県石巻市) 薄磯地区、豊間地区 (福島県いわき市)
平成30年度に宅地の引渡し完了した地区	片岸地区、鶴住居地区 (岩手県釜石市) 大船渡駅周辺地区(岩手県大船渡市) 鹿折地区(宮城県気仙沼市) 志津川地区(宮城県南三陸町)
平成30年度にまちびらき等を行った地区等	町方地区大槌町文化交流センター(おしゃっち)開業(岩手県大槌町) 高田地区中心市街地のまちびらき(岩手県陸前高田市) 中心部地区新庁舎開庁(宮城県女川町)

③災害公営住宅整備

岩手県から建設要請を受けた災害公営住宅(1地区、99戸)について、工事着手にむけた調査・設計等を進めた。

④福島県の原子力災害被災地域における支援

3町(大熊町、双葉町、浪江町)から平成29年度に受託した復興拠点の整備事業

ちの拠点施設等が開業するなど、住まいとまちの復興が目に見える形で進捗している。

あわせて、市町が実施する被災地に進出意向のある企業の誘致についても、機構のまちづくりのノウハウを活かした支援を行い、にぎわい再生に向けた施策も実施した。

災害公営住宅整備事業については、岩手県から建設要請を受けた災害公営住宅(1地区、99戸)について、工事着手にむけた調査・設計等を進めた。

福島県の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3町(大熊町、双葉町、浪江町)から受託した3地区の復興拠点整備事業や、拠点区域内の公益施設整備に係る発注者支援を着実に推進したほか、双葉町から、現在帰還困難区域である常磐線双葉駅周辺においては、平成29年5月の福島特措法改正により拠点整備が可能となったことを受け、第一号事業となる復興拠点整備事業を受託するなど、3町における復興支援を推進した。

また、各町のニーズやステージに応じて幅広い支援(復興計画の改訂、福祉構想の策定、中心市街地の構想検討等)を実施した。

これら原子力災害被災地域においては、未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続している等、事業実施にあたってより困難な側面がある中、被災地の早期の復興のため、避難者が帰町できる環境づくりに向けた復興拠点整備事業等を、遅延することなく、計画どおり確実に進めた。

CM方式については、平成30年度は平成29年度に引き続き、大量の宅地引渡しやまちの顔となるエリア拡大が実現され、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。さらに、

					<p>(3地区、約117ha)を推進するとともに、双葉町から新たに1地区の復興拠点の整備事業を受託するなど、復興支援を加速した。</p> <p>【大熊町】 平成29年度に町から受託した大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業においては、工事を着実に進め、地区内の公営住宅用地の一部(約2ha)について、平成30年12月に町への引渡しを実施した。併せて、同拠点区域内に整備される公益施設(新庁舎、交流施設、商業施設、宿泊・温浴施設、福祉施設)の整備に係る発注者支援を一体的に推進した。平成31年度に新庁舎開庁とともに大川原地区等の避難指示が解除され、災害公営住宅の入居も開始される見通しである。</p> <p>さらに、国等と連携して特定復興再生拠点区域内における新たな拠点整備の計画策定支援にも努め、大熊町の復興まちづくり支援を実施した。</p> <p>また、拠点整備に伴って必要となった町全体の復興計画や福祉分野の構想等の計画策定を支援した。</p> <p>【双葉町】 平成29年度に町から受託した中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業においては、工事を着実に進め、同地区内に整備予定のアーカイブ拠点施設や産業交流センターの用地(約5.5ha)について、平成31年1月に町への引渡しを完了した。併せて産業交流センターの整備についても町からの要請により平成30年10月に発注者支援業務を受託し支援を開始した。</p> <p>現在帰還困難区域である常磐線双葉駅周辺は、平成29年5月の福島特措法改正により拠点整備が可能となったことを受け、双葉駅西側第一地区の都市計画決定・事業認可に係る計画策定支援を行い、平成30年11月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設</p>	<p>まちの概成を受けて実施したCM方式の効果分析結果をとりまとめた「復興CM方式の効果分析報告書」の公表や国土交通省や土木学会といった外部機関における研究会等への参画・連携により、水平展開に資するステップアップがなされた。</p> <p>以上のことから、平成30年度における目標を達成しており、加えて、各被災市町の復興計画のスケジュールに沿って受託した難易度も高い各事業を円滑かつ迅速に進め、復興の着実な推進に寄与したことを踏まえ、A評価とする。</p>	
--	--	--	--	--	---	--	--

					<p>事業を町から受託した。また、地区内の住宅地エリアの構想策定を受託し、特定復興再生拠点区域内における復興まちづくり支援を本格的に開始した。</p> <p>【浪江町】</p> <p>平成 29 年度に町から受託した棚塩地区産業団地整備事業においては、平成 30 年 4 月に工事着手し、着実に工事を進め、同地区内に整備予定の水素製造施設用地や太陽光パネル用地の一部（約 24ha）について、平成 30 年 6 月から 11 月までの間に順次、町への引渡しを実施した。</p> <p>また、中心市街地再生に係る構想検討業務を受託し、計画策定支援を実施した。</p> <p>⑤CM方式の活用等</p> <p>平成 24 年度に導入開始した CM 方式については、導入から 3～4 年で全地区において大規模土工事がおおむね完了し、順次まちの概成を迎える段階に到達している。平成 30 年度においては大量の宅地引渡しを行い、全体の 88%が完成した。</p> <p>また、市町・機構・CMR（コンストラクションマネージャー）が連携した各種課題等への対応や遅延防止、建物等の同時立ち上がりに必要な施工と並行したライフライン調整など、導入したマネジメント方式の利点を活用することで大量の宅地引渡しの実現に大きく寄与し、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。</p> <p>【CM方式の全国展開、水平展開に向けた施策】</p> <p>工事の完了とまちの概成を迎える段階に合わせ、導入した CM 方式について、機構における震災復興での貴重な経験を将来に残すこと及び今後の多様な入札契約方式の検討に役立つことを目的とし、同方式導入により得られた様々な効果について分析を</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>行い、学識経験者、国交省、業界団体、機構で構成する「マネジメントを活用した事業推進検討会」を活用して、「復興CM方式の効果分析報告書」としてとりまとめ、平成30年10月に記者発表とともにUR都市機構のホームページ上で公表した。</p> <p>また、土木学会建設マネジメント委員会契約約款企画小委員会による公共土木事業におけるピュアCM方式の普及拡大に向けた検討や、国交省による「CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会」において復興CM方式のノウハウ提供する等、外部機関における研究会等への参画・連携を積極的に実施した。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
無し